## 職員倫理要綱

- 1. 職員は、医療を受ける者とその家族の人格を尊重し奉仕しなければならない。
- 2. 職員は、医療を受ける者に優しい気持ちで接し、医療の内容をよく説明し、理解と信頼 を得るよう努めなければならない。
- 3. 職員は、医療を受ける者の知る権利と自己決定の権利を尊重し擁護しなければならない。
- 4. 職員は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。
- 5. 職員は、国籍、人種、民族、宗教、信条、性別および年齢にかかわらず、すべてに平等 に接しなければならない。
- 6. 職員は、常に自らも研鑽に努め、安心で信頼される最善の医療が提供できるように心が けなければならない。
- 7. 職員は、互いに尊敬し協力して医療に尽くさなければならない。
- 8. 職員は、医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くさなければならない。
- 9. 職員は、国等が定める医療に関する倫理指針を遵守しなければならない。
- 10. 職員は、村上記念病院の職員として自覚を持ち、お互いに協力して病院の健全な運営に 努めなければならない。
- 11. 医療倫理に関する指針は次のものを含む。
- (1) ヘルシンキ宣言 (1964年 世界医師会採択)
- (2) 臨床研究に関する倫理指針(厚生労働省 平成15年7月30日)
- (3) 医師の職業倫理指針(日本医師会 平成16年2月)
- (4) 看護者の倫理綱領(2021年 日本看護協会)
- (5) 薬剤師倫理規定(日本薬剤師会 昭和48年10月10日)
- (6) 日本臨床衛生検査技師会倫理綱領(日本臨床衛生検査技師会 平成3年4月)
- (7) 日本放射線技師会綱領(日本放射線技師会 平成9年6月14日)
- (8) 管理栄養士・栄養士倫理綱領(日本栄養士会 平成 14 年 4 月 27 日)
- (9) 日本理学療法士協会倫理規定(日本理学療法士協会 昭和53年5月17日)
- (10) 日本作業療法士協会倫理綱領(日本作業療法士協会 昭和61年6月12)
- (11) 日本言語聴覚士協会綱領(日本言語聴覚士協会 平成 16 年 6 月)
- (12) 日本視能訓練士協会倫理規定(日本視能訓練士協会 平成14年6月1日)
- (13) 日本臨床工学技士会倫理要綱(日本臨床工学技士会 平成 15 年 5 月 25 日)